

改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書

上記の議案を提出する。

平成22年3月12日

提出者

19番 寺山 光一郎

14番 深田 貴美子

3番 橋本 しげき

9番 近藤 和義

12番 落合 勝利

24番 露木 正司

武蔵野市議会議長 島崎 義司 殿

改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書

我が国では、消費者金融の利用者は 1000 万人を超え、クレジットカードの発行枚数はおよそ 3 億枚、消費者信用残高は 70 兆円を超え、家計の最終支出に占める消費者信用の割合は 4 分の 1 に上ります。このような中、多重債務問題が深刻化しています。消費者金融から 3 社以上の借り入れがある利用者は 300 万人、200 万人以上が 3 カ月以上にわたって返済を滞り、個人の自己破産申し立て件数は、最近でも 13 万件に及びます。過酷な取り立て、多重債務を苦しめた夜逃げ、自殺が後を絶ちません。これら深刻な多重債務問題の大きな要因となってきたのがクレジット、サラ金、商工ローンなどの貸金業者の高金利、過剰与信、過酷な取り立て及び大量宣伝などです。

他方、一部には、消費者金融の成約率が低下しており、借りたい人が借りられなくなっている、特に昨今の経済危機や一部商工ローン業者の倒産などにより、資金調達が制限された中小企業者の倒産が増加しているなどを殊さら強調して、改正貸金業法の完全施行の延期や貸金業者に対する規制の緩和を求める論調があります。しかしながら、改正貸金業法の完全施行の先延ばし、金利規制などの貸金業者に対する無定見な規制の緩和は、再び自殺者や自己破産者、多重債務者の急増を招きかねず許されるべきではありません。今、多重債務者のために必要とされる施策は、相談体制の拡充、セーフティネット貸付の充実及びやみ金融の撲滅などです。

そこで、消費者庁の所管ないし共管となる地方消費者行政の充実及び多重債務問題が喫緊の課題であることも踏まえ、武蔵野市議会は国会及び関係行政機関に対して下記事項を強く要請します。

記

- 1 改正貸金業法を直ちに完全施行すること。
- 2 完全施行に当たっては、NPO バンクを適用除外とすること。
- 3 自治体での多重債務相談体制の整備のため、相談員の人件費を含む予算を十分確保するなど、相談窓口の充実を支援すること。
- 4 個人及び中小事業者向けのセーフティネット貸付をさらに充実させること。
- 5 やみ金融を徹底的に摘発すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 22 年 3 月 日

武蔵野市議会議長 島 崎 義 司

衆 議 院 議 長

参 議 院 議 長

内 閣 総 理 大 臣

国 家 公 安 委 員 長

内閣府特命担当大臣(金融・郵政改革)

内閣府特命担当大臣(消費者及び食品安全少子化対策男女共同参画)

あて